

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部施行について

国土交通省

近年の気候変動の影響による全国各地での水災害の激甚化・頻発化等の状況を踏まえ、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第31号。以下「改正法」という。）が令和3年5月10日に公布され、改正法の一部が7月15日に施行されました。

改正法により、水防法の一部が改正され、水防法の規定に基づき作成された水害ハザードマップの対象エリアが拡大されることとなり、今後、市町村によりハザードマップの新規作成又は見直しが行われることが想定されます。

宅地建物取引業法に基づく重要事項説明の対象項目として、ハザードマップにおける対象物件の所在地が規定されておりますので、重要事項説明に際しては最新のハザードマップを確認いただきますようお願いいたします。

三重県「盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例」施行について

三重県警察本部

全国的に、組織的に盗取された自動車が解体され、取り外されたエンジン等の主要部品が販売・輸出されている実態が明らかになっており、三重県でも同様の事例が確認されています。

首都圏や愛知県において、盗難自動車の処分が行われるおそれのある事業を規制する条例が制定されていることから、当県においても「盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例」が令和3年3月23日に公布され、10月1日に施行されます。

★ 条例の主な規制内容

- ・ 特定自動車解体業者（部品として販売する目的で、自動車からエンジン、クラッチ等定められた部品を取り外す事業）および中古自動車輸出業者は、公安委員会に届出
- ・ 自動車の解体場所や保管場所等への標識の掲示
- ・ 取引相手の確認、取引記録の作成
- ・ 道路交通の安全確保、保管自動車等の倒壊や燃料油等の流出防止、騒音低減



★ 土地又は建物の貸付者の責務

特定自動車解体業者または中古自動車輸出業者に事業用の土地又は建物を貸し付ける場合には、契約時または契約更新時に、盗難自動車の引取りを行わないことを確認し、盗難自動車の引取りがあれば催告なしに契約解除できるよう定めるよう努めなければならない。

⇒ 公安委員会は、盗難自動車が引き取られていると認めるときは、貸付者に対し、盗難自動車の引取りを防止するための必要な措置を取るよう勧告し、勧告に従わないときは、勧告の内容を公表できる。



自動車解体業および中古自動車輸出業の事業のための土地又は建物の賃貸借契約の媒介を行う場合には、上記の貸付者の責務にご留意いただき、契約締結時には、盗難自動車の引取りを行わないことを確認し、盗難自動車の引取りがあれば催告なしに契約解除できるよう定めることが必要です。

- 詳細は三重県警察本部Webページをご覧ください。

https://www.police.pref.mie.jp/information/information_kaitai_boushi.html

令和3年7月28日、厚生労働省では、不安定な居住環境にある方のための支援情報サイトを開設するとともに、住まいの困りごと相談窓口(通称「すまこま。')を立ち上げました。

本取組みは、路上生活に至る前に「すまこま。」へつながり、自立相談支援機関等のサポートを受け、安定的な住まいを持ち続けることを目的としたもので、多様な困難を抱えている方が、住まいを失う前に、支援につながるための入り口となります。

詳細は住まいの困りごと相談窓口すまこまサイト(<https://sumakomajp/>)をご覧ください。

「残置物の処理等に関するモデル契約条項の解説セミナー」開催のお知らせ

今回のセミナーは、国土交通省補助事業として、令和3年6月に公表したモデル契約条項を正しくご理解いただき、その普及を図ることを目的に開催されます。

参加費無料

ZOOMによるオンライン開催です

- 内容 1. 残置物の処理等に関するモデル契約条項作成の意義、背景について
2. 残置物の処理等に関するモデル契約条項の解説

- 日時 第1回：10月 7日(木)
第2回：10月14日(木)
第3回：10月21日(木)
第4回：10月28日(木)

定員 各回300名
(定員になり次第締切りとなります)

- お申込は、事前登録制です。下記URLからセミナーの案内ページに進み、申込みフォームよりお申込みください。 <http://www.shaku-ken.co.jp> (社会空間研究所ホームページ)

～令和3年度賃貸不動産経営管理士試験のご案内～ (一社)賃貸不動産経営管理士協議会

試験日 11月21日(日)

試験会場 東京、静岡、愛知、京都、大阪他(全国25地域で実施)

受験料 13,200円(税込)

願書請求・受験申込は、協議会ホームページ(<https://www.chintaikanrishi.jp/>)から行ってください。

申込み期間:8月16日(月)～9月24日(金) ※願書請求の期限は9月17日(金)まで



新入会員のご紹介

入会日	免許番号	商号	代表者	所在地	TEL
R3.7.1	(1)3649	ネオ・リード	太田 直子	鈴鹿市矢橋一丁目24番3号	059-344-1638

2022年版 不動産手帳 有料分の注文を承ります

主たる事務所には1冊を無料配布(12月上旬に総本部より発送予定)します。
ご注文いただいた有料分は、県本部より送付します。

販売価格 1冊 400円(税込) 申込締切 令和3年8月23日(月)

【申込書】 FAX 059-351-1833

商号： _____ 申込数： _____ 冊